



特 253
306

五年十二月 (增補)

海運統制令關係法令

(附、逐條要旨及改正要旨)

級本

海運統制委員會

始



特253
306



本書は海運統制委員會の委囑に依り弊所に於て發行し
弘く希望者に頒布するものである。

社団法人
日本海運集會所



關係法令目次

國家總動員法(拔萃).....一
 海運統制令.....三
 海運統制令施行規則.....八
 告.....二四
 價格等統制令(拔萃).....二八
 臨時船舶管理法.....三三
 船舶管理委員會官制.....三六

國家總動員法 (拔萃)

昭和十三年五月三日
 法律第五十五號

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、貸貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル拂下ノ價格ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以上ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 六 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

海 運 統 制 令

昭和十五年二月一日
勅令 三十八號

- 第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第八條ノ規定ニ基ク船舶ノ製造、修繕及使用ニ關スル命令竝ニ同法第十九條ノ規定ニ基ク船舶ノ價格、水上ノ運送賃及船舶ノ賃賃料（期間備船料ヲ含ム以下同ジ）ニ關スル命令ハ價格等統制令（第七條ヲ除ク）ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 船舶ノ製造ヲ爲サントスル者及外國ニ船舶ノ製造ノ注文ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該船舶ノ製造ニ付遞信大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 第三條 遞信大臣ハ船舶所有者又ハ造船業者ニ對シ船舶ノ修繕範圍ノ制限又ハ修繕期間ノ短縮ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得但シ工場事業場管理令第六條ノ規定ニ依ル指揮監督ヲ妨ゲズ
- 第四條 遞信大臣ハ船舶所有者又ハ運航業者ニ對シ船舶ノ賃借（期間備船料ヲ含ム以下同ジ）又ハ船舶ノ運航ノ委託ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ賃賃料、運航手數料其ノ他ノ事項ニ關シ當事者間ニ於テ協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ遞信大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ
- 第五條 帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ日本船舶（外地ニ行ハルル命令ニ依ル日本船舶ヲ含ム）ニ非ザル船

船ヲ借受ケ(期間備船ヲ含ム)又ハ其ノ運航ノ委託ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第六條 遞信大臣ハ航路若ハ區域ヲ指定シ若ハ一般的ニ船舶ヲ指定シテ航海ヲ禁止シ若ハ制限シ又ハ一般的ニ人若ハ物ヲ指定シテ其ノ運送ヲ禁止シ若ハ制限スルコトヲ得但シ他ノ法令ニ基キテ爲サル別段ノ處分ノ效力ヲ妨ゲズ

第七條 遞信大臣ハ船舶荷役ノ圓滑ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ運送取扱業者、荷役請負業者、荷送人又ハ荷受人ニ對シ運送品ノ船積又ハ陸揚ニ關シ其ノ方法又ハ順位ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第八條 價格等統制令第六條ニ規定スル場合ヲ除クノ外遞信大臣船舶ノ價格、水上ノ運送貨又ハ船舶ノ賃料ノ額ヲ指定シタルトキハ同令第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂者又ハ受領者ニ於テ遞信大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

一 船舶ノ製造價格ニ付テハ造船者ガ製造ニ著手シタルモノ

二 船舶ノ賣買價格ニ付テハ買主ガ船舶ノ引渡ヲ受ケタルモノ

三 水上ノ運送貨ニ付テハ運送人ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

四 船舶ノ賃賃料ニ付テハ賃借人ガ履行遲滞ニ在ルモノ

第九條 船舶所有者、運航業者又ハ造船業者ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノニシテ遞信大臣ノ指定スルモノ船舶ノ價格、水上ノ運送貨又ハ船舶ノ賃賃料ノ額ヲ定メ遞信大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成員(構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其ノ構成員ヲモ含ム、第二項ノ場合亦同ジ)ニ對シテハ其ノ額ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル額ト看做ス

遞信大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ對シテモ前項ノ規定ニ依ル額ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル額ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル額ノ變更アリタルトキハ前項ノ額ハ當該變更額ニ變更セラレタルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ハ此等ノ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前條第二項各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第十條 支拂條件、引渡條件其ノ他ノ契約條件ノ變更(價格等統制令第六條ニ規定スル他ノ法令ニ依ルモ

ノ及他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタルモノヲ除ク）ニシテ支拂者ニ不利益ト爲ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ船舶ノ價格、水上ノ運送貨又ハ船舶ノ貨貨料ノ額ノ引上ト看做ス

第十一條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第八條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十二條 第八條乃至前條ノ規定ハ左ニ掲グルモノニハ之ヲ適用セズ

一 營利ヲ目的トシテ契約ヲ爲スニ非ザル契約當事者但シ當該契約ヲ爲スコトガ業務ニ非ザル場合ニ限ル

二 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル船舶ノ輸出入取引ノ價格及兩地域間ニ於ケル水上運送ノ運送貨（遞信大臣ノ告示スルモノヲ除ク）

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル價格、運送貨及貨貨料

第十三條 遞信大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ水上ノ運送貨又ハ船舶ノ貨貨料ニ付公示ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第四條ノ規定ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ第四條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル貸借又ハ委託ノ期間終了後之ヲ請求スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 遞信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ船舶ノ製造、修繕、使用、價格若ハ貨貨料又

ハ水上ノ運送貨ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ船舶、事業場、事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 本令及本令ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ船舶管理人ニ之ヲ適用ス

第十七條 遞信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ遞信局長又ハ地方長官（東京府ニ於テハ水上ノ運送貨ニ在リテハ知事及警視總監）ニ委任スルコトヲ得

第十八條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ遞信局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府遞信局長又ハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長又ハ州知事若ハ廳長トス

朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官第二條、第四條乃至第六條、第八條又ハ第九條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスルトキハ其ノ重要ナルモノニ付豫メ遞信大臣ニ議スベシ

第十九條 本令ハ總噸數二十噸未滿ノ漁船ノ賣買價格及貨貨料ニ付テハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

海運統制令施行規則

昭和十五年二月一日
逓信省令第三號

改正(昭和十五年八月三十日逓信省令第四十六號)
昭和十五年十月二日逓信省令第五十三號

八

(註)
昭和十五年十月一日逓信省令第五十三號ニ依リ改正

第一條 (註) 長サ十五米未満ノ船舶ノ製造ニ付テハ海運統制令第二條ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ國ノ注文ニ依ル船舶ノ製造ニ付亦同ジ

第二條 船舶ノ製造ヲ爲サントスル者海運統制令第二條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ第三條ニ規定スル場合ヲ除クノ外注文者ト連署ノ上左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

一 船舶ノ種類及用途

二 船舶ノ長サ

三 機關ノ種類及其ノ數

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ但シ北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ノ注文ニ依ル場合ニ於テハ第四號乃至第六號ノ書類ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 使用船臺番號、計畫總噸數、計畫重量噸數、計畫旅客定員、計畫馬力、計畫航海速力、使用豫定燃料ノ種類、龍骨据附豫定年月、進水豫定年月、竣工豫定年月、豫定就航區域、船體製造工場名及機關製造工場名ヲ記載シタル書類

二 所要資材ノ種類別數量ヲ記載シタル書類

三 豫定製造價格及其ノ内譯ヲ記載シタル書類

四 注文者ノ所要資金調達方法ヲ記載シタル書類

五 注文者會社其ノ他ノ團體ナルトキハ定款又ハ之ニ準ズルモノ

六 注文者ノ資産及營業狀況ノ詳細ヲ記載シタル書類

第三條 外地又ハ外國ニ住所ヲ有スル者ノ注文ニ依リ船舶ノ製造ヲ爲サントスル者海運統制令第二條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ注文者ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主タル事務所並ニ前條第一項各號ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ前條第二項第一號乃至第三號ノ書類ヲ添附シ之ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

第四條 外國ニ船舶ノ製造ノ注文ヲ爲サントスル者海運統制令第二條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ第二條第一項各號ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ同條第二項第一號及第三號乃至第五號ノ書類ヲ添附シ之ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

第五條 海運統制令第二條ノ許可ヲ受ケタル後當該船舶ノ竣工前ニ申請書ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シタル申請書ヲ逓信大臣ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ

(註)
昭和十五年八月三十日逓信省令第四十六號ニ依リ改正

第五條ノ二 造船業者長サ五十米以上ノ船舶ノ修繕ヲ爲サントスルトキハ告示ヲ以テ指定スル場合ヲ除ク

ノ外其ノ範圍及期間ニ關シ逓信大臣ノ許可ヲ受クベシ

(註)
同右

第五條ノ三 造船業者前條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ當該船舶ノ所有者ト連署ノ上左ノ事項ヲ記載シタ

九

ル申請書ヲ遞信大臣ニ提出スベシ

一 船舶ノ番號、種類、用途、名稱及總噸數

二 船舶所有者ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主タル事務所

三 修繕ヲ行フ造船所ノ名稱及所在地

四 修繕範圍ノ概略

五 修繕期間

六 修繕ヲ必要トスル事由

(註)
同右

第五條ノ四 造船業者第五條ノ二ノ許可ヲ受ケ當該修繕ニ著手シタルトキ及修繕ヲ完了シタルトキハ遲滯

ナク其ノ旨ヲ所轄管海官廳ヲ經由シテ遞信大臣ニ届出ヅベシ

(註)
同右

第五條ノ五 第五條ノ規定ハ第五條ノ二ノ許可ヲ受ケタル場合ニ付之ヲ準用ス

(註)
同右

第六條 第二條乃至第五條、第五條ノ三及前條ノ申請書及之ニ添附スベキ書類ハ各其ノ副本ヲ添へ所轄管海官廳ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ

第七條 海運統制令第四條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ當事者雙方ニ對シ相手方ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主タル事務所、船舶番號、船舶ノ名稱及所在、貸借又ハ委託ノ期間其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

第八條 海運統制令第四條第二項ニ規定スル協議調ヒタルトキハ當事者連署ノ上契約書ノ謄本ヲ添へ其ノ旨ヲ遞信大臣ニ届出ヅベシ

第九條 海運統制令第四條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ

副本ヲ添へ之ヲ遞信大臣ニ提出スベシ

一 申請人及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主タル事務所

二 申請ノ目的及事由

遞信大臣前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サシムベシ

前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ遞信大臣ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ爲スコトヲ得

第十條 遞信大臣海運統制令第四條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ之ヲ當事者雙方ニ送付スベシ

第十一條 海運統制令第五條ノ許可ハ左ノ各號ノ場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 總噸數二十噸未滿ノ船舶ヲ借受ケ(期間備船ヲ含ム以下同ジ)又ハ其ノ運航ノ委託ヲ受ケントスルトキ

二 日本船舶(外地ニ行ハルル命令ニ依ル日本船舶ヲ含ム以下同ジ)ヲ所有スルコトヲ得ル者ニシテ内

地ニ住所又ハ主タル事務所ヲ有スル者ヨリ借受ケ又ハ委託ヲ受ケントスルトキ

第十二條 海運統制令第五條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ副本ヲ添ヘ之ヲ
遞信大臣ニ提出スベシ

- 一 船舶ノ種類、用途、名稱、國籍及貸主又ハ委託者
- 二 船舶ノ總噸數、重量噸數、航海速力、機關ノ種類及進水年月
- 三 借受ケ又ハ委託ヲ受ケントスル期間
- 四 借受ケントスル場合ニ於テハ賃借料及其ノ支拂方法、委託ヲ受ケントスル場合ニ於テハ運航手數料
又ハ費用ノ分擔及收益ノ分配ノ方法
- 五 豫定ノ航路又ハ就航區域

第十三條 海運統制令第六條ノ規定ニ基キテ爲ス禁止又ハ制限ハ告示シテ之ヲ爲ス

第十四條 海運統制令第八條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ告示シテ之ヲ爲ス但シ受領者又ハ支拂者ヲ指定シテ
爲サントスルトキハ其ノ者ニ對スル通知ヲ以テ告示ニ代フ

第十五條 海運統制令第八條第一項但書ノ許可ノ申請ハ輸入品又ハ輸入原材料ノ價格昂騰特ニ著シキ場合
其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得
前項ノ許可ハ支拂者又ハ受領者ノ何レカニ方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル

國、北海道又ハ府縣ヨリ費用ヲ補助スル航路ニ付遞信大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル運送貨ノ額ニ
依ルトキハ海運統制令第八條第一項但書ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十六條 前條第一項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ遞信大臣ニ提出スベシ

- 一 船舶ノ製造價格ニ付テハ船舶ノ製造番號、種類、船質、長サ、總噸數、重量噸數、航海速力、機關
ノ種類及其ノ數、最大馬力、龍骨据附年月、竣工年月、船體及機關ノ製造工場名竝ニ豫定ノ製造價格
其ノ他ノ契約條件

船舶ノ賣買價格及賃貸料ニ付テハ船舶ノ番號、種類、用途、船質、名稱、總噸數、重量噸數、航海速
力、機關ノ種類及其ノ數、最大馬力、進水年月及製造工場名竝ニ豫定ノ賣買價格又ハ賃貸料、引渡時
期、引渡場所其ノ他ノ契約條件

水上ノ運送貨ニ付テハ運送スベキ物ノ品名及數量、運送區間竝ニ豫定ノ運送貨其ノ他ノ契約條件

- 二 相手方ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所及業務ノ種類

- 三 已ムヲ得ザル事由ノ詳細

第十七條 海運統制令第九條第一項ノ規定ニ依ル組合其ノ他之ニ準ズルモノノ指定ハ告示シテ之ヲ爲ス

第十八條 海運統制令第九條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書
ヲ遞信大臣ニ提出スベシ

- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
 - 二 構成員（海運統制令第九條第一項ノ構成員ヲ謂フ以下同ジ）タル資格及構成員ノ概數
 - 三 海運統制令第八條第一項ノ額ト看做サルベキ額及其ノ實施ノ日
- 前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 海運統制令第八條第一項ノ額ト看做サルベキ額ノ算定基礎ヲ明カニスル書面
 - 二 海運統制令第九條第一項ノ規定ニ依ル認可申請ヲ爲スベキ旨ノ決議書ノ寫
- 第十九條 海運統制令第二條、第五條及第八條第一項但書ノ許可竝ニ同令第九條第一項ノ認可ニハ制限又ハ條件ヲ附スルコトアルベシ
- 第二十條 遞信大臣海運統制令第九條第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ告示ス
- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
 - 二 構成員タル資格
 - 三 海運統制令第八條第一項ノ額ト看做サルベキ額及其ノ實施ノ日
 - 四 認可ニ附シタル制限又ハ條件
- 第二十一條 海運統制令第九條第二項ノ處分ハ遞信大臣處分ノ旨及前條各號ノ事項ヲ告示シテ之ヲ爲ス
- 第二十二條 海運統制令第十二條第三號ニ掲グルモノハ左ノモノトス

一 海運統制令施行地以外ノ地相互間（關東州、滿洲及支那ノ各地相互間ヲ除ク）ニ於ケル運送ノ運送賃

二 日本船舶ニ非ザル船舶ノ賃賃料

第二十三條 遞信大臣ノ告示ヲ以テ指定スル水上ノ運送賃又ハ船舶ノ賃賃料ハ運航業者又ハ船舶所有者ニ於テ其ノ店頭ノ見易キ場所ニ之ヲ揭示シ又ハ顧客ノ請求ニ應ジ之ヲ開示シ其ノ他適當ナル方法ヲ以テ之ヲ公示スベシ

第二十四條 遞信大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

遞信大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第二十五條 造船業者ハ長サ五十米以上ノ船舶ノ修繕ヲ爲シ得ル船渠及船架ノ翌月中ノ使用豫定ニ付第一號書式ニ依ル船渠及船架使用豫定報告書二通ヲ毎月十五日迄ニ、長サ五十米以上ノ船舶ノ前月ノ修繕狀況ニ付第二號書式ニ依ル船舶修繕狀況報告書二通ヲ毎月七日迄ニ所轄管海官廳ヲ經由シテ遞信大臣ニ提出スベシ

第二十六條 遞信大臣ノ告示ヲ以テ指定スル貨物ヲ船舶ニ依リ運送セントスル荷主ハ四月一日ヨリ翌年三月末日迄ノ一年間ニ於ケル當該貨物ノ運送計畫ニ付第三號書式ニ依ル運送計畫報告書ヲ毎年二月末日迄

ニ遞信大臣ニ提出スベシ

荷主ハ前項ノ運送計畫ヲ著シク變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ遞信大臣ニ報告スベシ

第二十七條 荷送人又ハ荷受人ハ一月、四月、七月及十月ノ各一日現在ニ於ケル運送契約貨物ニシテ其ノ

運送期間三月以上ノモノ又ハ其ノ數量一口五千噸以上ノモノニ付第四號書式ニ依ル運送契約報告書ヲ各

同月ノ十日迄ニ遞信大臣ニ提出スベシ

第二十八條 海運統制令第十五條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第二十九條 海運統制令及本令ニ於テ遞信大臣トアルハ總噸數百噸以上ノ汽船以外ノ船舶ノ賣買價格、賃

(註)
昭和十五年十月一日遞信省
令第五十三號
ニ依リ改正

貸料及運送賃並ニ長サ五十米未滿ノ船舶ノ製造價格及製造許可ニ關スル事項ニ付テハ所轄遞信局長トス

但シ專ラ湖川ヲ航行スル船舶及總噸數二十噸未滿ノ船舶(舢舨、曳船及總噸數五噸以上ノ運送船ヲ除ク)

ノ賣買價格、賃貸料及運送賃並ニ總噸數五噸未滿ノ船舶ノ製造價格ニ關スル事項ニ付テハ地方長官(東

京府ニ於テハ運送賃ニ付テハ知事及警視總監)トス

第十四條、第十七條、第二十條、第二十一條及第二十三條ノ告示ハ前項ノ場合ニ於テハ公示ヲ以テ之ニ

代フルコトヲ得

附 則
本令ハ海運統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際既ニ臨時資金調整法ニ依リ許可ヲ受ケタルモノニ關スル船舶ノ製造ニ付テハ海運統制令第二

條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

附 則 (昭和十五年八月三十日遞信省令第四十六號)

本令ハ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年十月一日遞信省令第五十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ製造中ノ船舶ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

別記様式 (用紙ノ大サハ日本標準規格A7 14×10Centimトシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

(表 面)

海運統制令第十五條ノ規定ニ依ル證票

(裏 面)

第 號

昭和 年 月 日交付

官

當該官廳印
職 氏

名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
海運統制令第十五條 逕信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ船舶ノ製造、修繕、使用、價格若ハ貨貨料又ハ水上ノ運送貨ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ船舶、事業場、事務所、倉庫、其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三號書式 (用紙ノ大サハ日本標準規格B5 182 x 257mm)

運送計畫報告書 (1)

報告者姓名 (住所ハ又ハ) 氏名 (2)	品名	運送引受済總數量 及向引受者氏名(5)	月別積出豫定數量(5)			
	豫定數量(3)	運送引受未済總數量 及運送引受豫定者氏名(5)	月	月	月	月
積地(4)	積地(4)		月	月	月	月
揚地	揚地		月	月	月	月
			計	計	計	計

記載心得
 (1) 本報告書ハ内地ニ住所ヲ有スル運送業者ノ船舶ニ依リ運送セソトスル貨物ニ付記載スルモノトシ本報告書ヲ提出スベシ
 (2) 外地ニ住所ヲ有スル運送業者ノ船舶ニ依リ運送セソトスル貨物ニ付記載スルモノトシ本報告書ヲ提出スベシ
 (3) C・I・F・積ノ分ハ積主ニ於テF・O・B・積計量ノ輸出貨物噸數ハ積附記スベシ
 (4) 本報告書ハ積地毎ニ之ヲ作成スベシ但シ近接セル港分ヲ一括シテ數量ヲ豫定セルトキハ當該港分ヲ取纏ムルヲ妨
 (5) 月別積出豫定數量ニ付運送引受者又ハ同豫定者ヲ記載シ得ルトキハ其ノ者ヲ月別積出豫定數量ノ欄ニ附記スベシ
 自船舶ニテ運送セソトスル數量ニテ

運送契約報告書 (1)

第四號書式 (用紙ノ大サハ日本標準規格B5 182 x 257mm)

報告者姓名 (住所ハ又ハ) 氏名 (2)	品名	契約ノ相手方	今般三ヶ月間ノ月別積出豫定數量			
	契約數量(3)	積地	積地	月	月	月
積地	積地	積取期間	月	月	月	合計
揚地	揚地	積取條件				
運貨率(4)	運貨率(4)	積取數量				
運送済數量	運送済數量					
			月	月	月	合計
			最近ノ荷役状況			

記載心得
 (1) 本報告書ハ内地ニ住所ヲ有スル運送業者ノ船舶ニ依リ運送セソトスル貨物ニ付記載スルモノトシ本報告書ヲ提出スベシ
 (2) 外地ニ住所ヲ有スル運送業者ノ船舶ニ依リ運送セソトスル貨物ニ付記載スルモノトシ本報告書ヲ提出スベシ
 (3) C・I・F・積ノ分ハ積主ニ於テF・O・B・積ノ分ハ積主ニ於テ報告スベシ
 (4) 本報告書ハ積地毎ニ之ヲ作成スベシ但シ近接セル港分ヲ一括シテ數量ヲ豫定セルトキハ當該港分ヲ取纏ムルヲ妨
 (5) 月別積出豫定數量ニ付運送引受者又ハ同豫定者ヲ記載シ得ルトキハ其ノ者ヲ月別積出豫定數量ノ欄ニ附記スベシ
 自船舶ニテ運送セソトスル數量ニテ

肥料
飼料
米、麥、大豆其他ノ雜穀

二六

歐洲交戰國人ノ本邦船乗船ニ關スル件

逓信省告示
第二百二十四號

海運統制令第六條ニ依リ昭和十五年二月五日ヨリ日本ソ運航業者ニ對シ歐洲交戰國人ノ内軍隊ニ編入セラレ居ル者（其ノ疑アル者ヲ含ム）ノ乗船引受ヲ禁止セリ

昭和十五年二月七日

逓信大臣 勝 正 憲

船舶修繕許可ヲ要セザル場合ノ件

逓信省告示
第二千三百三十六號

海運統制令施行規則第五條ノ二ノ規定ニ依リ逓信大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザル場合ヲ左ノ通り指定ス

昭和十五年八月三十日

逓信大臣 村 田 省 藏

- 一 軍ニ徵用セラレタル船舶ノ修繕ヲ爲サントスルトキ
- 二 修繕期間五日ヲ超エザル船舶ノ修繕ヲ爲サントスルトキ
- 三 海難其ノ他ノ事故ニ因リ生ジタル損傷ニ付應急處置ヲ爲サントスルトキ

價格等統制令（拔萃）

昭和十四年十月六日
勅令第七百三號

改正（昭和十五年十月十九日）
勅令第六百七十七號

二八

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十九條ノ規定ニ基キ價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料又ハ加工賃（以下價格等ト稱ス）ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 價格等ハ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 註文生産品ノ價格ニ付生産者ガ生産ニ著手シタルモノ
 - 二 其ノ他ノ價格ニ付買主其ノ他ノ支拂者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ
 - 三 運送賃又ハ加工賃ニ付運送人又ハ加工者ガ目的物ヲ引渡ヲ受ケタルモノ
 - 四 保管料、損害保険料又ハ賃貸料ニ付支拂者ガ履行遲滞ニ在ルモノ
- 前項ノ指定期日ニ於ケル額ハ價格等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受領者別ニ定マルモノトシ指定期日ニ爲シタル契約アル場合ハ其ノ契約額（同ジ事情ノ下ニ於テ數種ノ契約額アリタルトキハ其ノ最高額）、偶々

（註）
昭和十五年十月十九日勅令第六百七十七號ニ依リ改正

指定期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ爲シタルベキ額トス

價格等ニ付前項ノ規定ニ依ル額ナキ場合ニ於テハ閣令ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス但シ閣令ノ定ムルモノガ判定困難ナル場合ニ於テ價格等ノ受領者ノ申請アルトキハ行政官廳ニ於テ其ノ額ヲ指示シ其ノ指示額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス

第三條 商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ閣令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成員（構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其ノ構成員ヲモ含ム、第二項ノ場合亦同ジ）ニ付テハ其ノ額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

行政官廳必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地域内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ付テモ前項ノ規定ニ依ル額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル額ノ變更アリタルトキハ前項ノ額ハ當該變更額ニ變更セラレタルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ハ此等ノ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

二九

第四條 行政官廳ハ指定期日ニ於ケル額（前條第一項若ハ第二十條ノ規定ニ依リ看做サルルモノヲ除ク）ガ著シク不當ト認メラルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得但シ其ノ引下實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第六條 價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ本令施行後ノ處分ハ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

(註)
昭和十五年十月十九日勅令第六百七十七號ニ依リ改正

第六條ノ二 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ指定スル特殊ノ物ノ價格等ニ付テハ其ノ受領者ニ於テ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ其ノ認可額ヲ超エテ之ヲ契約シ支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ前項ノ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニハ之ヲ適用セズ

第一項ノ主務大臣ノ指定ニ關シテハ閣令ノ定ムル所ニ依ル

第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得

臨時船舶管理法

昭和十二年九月九日
法律第九十三號

三二

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ海上ニ於ケル一般交通運輸ノ調整ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ運航業者トハ帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ海上ニ於テ人又ハ物ヲ運送スル事業ヲ營ム者ヲ謂フ

第三條 日本船舶ハ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外之ヲ日本船舶(關東州ニ行ハルル命令ニ依ル日本船舶ヲ含ム)ヲ所有スルコトヲ得ザル者ニ讓渡シ、(期間備船ヲ含ム)、擔保ニ供シ又ハ引渡サントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ規定ハ製造中ノ船舶ニ之ヲ準用ス

第四條 日本船舶ヲ所有スルコトヲ得ル者日本船舶(關東州ニ行ハルル命令ニ依ル日本船舶ヲ含ム)ニ非ザル船舶ヲ取得セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第五條 政府ハ運航業者ニ對シ外國諸港間ノ運送ヲ爲スコトヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第六條 政府ハ運航業者ニ對シ航路、就航區域又ハ運送スベキ人若ハ物ヲ指定シテ航海ヲ命ズルコトヲ得

第七條 政府ハ運航業者、船舶所有者又ハ造船業者ニ對シ運賃、船舶ノ賃貨料(期間備船料ヲ含ム)又ハ其ノ製造若ハ賣買ノ價格ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ造船業者ニ對シ船舶ノ製造順位ノ變更、材料又ハ艤裝品ノ取得ノ調整其ノ他船舶ノ製造ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ運航業者又ハ船舶所有者ニ對シ船舶ノ施設又ハ乗組員ノ保護若ハ整備ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府ハ運航業者、船舶所有者又ハ造船業者ニ對シ其ノ業務ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ遠洋航路補助法ニ依ル補助航海ニ使用スル船舶ノ資格ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ船舶職員法ニ依リ船舶ニ乗組マシムベキ船舶職員ノ定員又ハ其ノ免狀ノ種類ニ付命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 第七條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ船舶管理委員會ノ議ヲ經ベシ
船舶管理委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ日本船舶ヲ讓渡シ、賃渡シ(期間備船ヲ含ム)、擔保ニ

供シ又ハ引渡シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條第一項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ船舶ヲ取得シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ依リ附シタル條件ニ違反シタル者

三 第五條ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者

四 第六條又ハ第七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第十六條 第八條又ハ第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第十條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 運航業者、船舶所有者又ハ造船業者ハ支配人其ノ他ノ代理人又ハ船長其ノ他ノ従業者ガ其ノ業

務ニ關シ本法又ハ本法ニ基ク命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十九條 本法又ハ本法ニ基ク命令ニ依リ運航業者、船舶所有者又ハ造船業者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第二十一條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

第二十二條 本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテハ船舶管理人ヲ置キタルトキハ船舶管理人ニ之ヲ適用ス

第二十三條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第十一條乃至第十三條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十二年十月一日ヨリ施行）

本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

船舶管理委員會官制

昭和十二年九月三十日
勅令第五百七十號

三六

第一條 船舶管理委員會ハ遞信大臣ノ監督ニ屬シ臨時船舶管理法第十三條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ外遞信大臣ノ諮問ニ應ジ臨時船舶管理法ノ施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
委員會ハ臨時船舶管理法ノ施行ニ關スル事項ニ付遞信大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 委員會ハ會長一人及委員三十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ遞信大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ遞信大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲グル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

一 關係各廳高等官

二 學識經驗アル者

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 委員會ニ専門委員ヲ置クコトヲ得遞信大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
専門委員ハ會長ノ命ヲ受ケ専門ノ事項ヲ調査ス

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク遞信大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク遞信大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海運統制令逐條要旨

海運統制委員會の希望に應じ海運統制令の逐條
要旨を取急ぎ記述して見た。

昭和十五年二月一日

管船局 壺井事務官

は し が き

海運の統制に就ては事變の當初臨時船舶管理法が制定され、又之に對應して民間業者は自治統制委員會を組織してよく政府の方針に順應し豫期以上の効果を挙げ來つたのであるが、その後時局の進展に即應し、昨秋、海運統制協議會の設置及海運統制委員會及小型汽船統制委員會の改組を見、又造船調整協議會が設置せられ、官民一致の下に海運の統制が強化され來つたのであるけれども、今や歐洲に於ける新情勢の展開と、東亞時局の重大化に伴ひ、海運統制に關する官民協力の度を一段と進め、海運に於ける國家總動員態勢を一層整備することが緊要となつたのである。新かる事態を賄ふ爲には單に臨時船舶管理法のみを以てしては不十分な點があるので新たに國家總動員法の發動に依り海運統制令の制定を必要とするに至つたのである。仍て政府に於ては舊臘總動員審議會に勅令案要綱を附議して可決せられたので、引續き其の制定の準備中であつたが、此程之を了し、施行規則、告示と共に二月一日公布施行を見るに至つた。

海運統制令は臨時船舶管理法と併立しその足りないところを補ふもので、造船を許可制とし、船舶の修繕の促進等に付命令を爲し、配船の合理化と運航の能率化を圖る爲船舶の貸借及委託を命じ、外國備船を許可制とし、必要に應じ危險區域の航海、禁制品の運送、場合に依つては不急品の運送等を制限禁止し、又荷役促進の爲荷主、荷役請負業者等に對し命令を爲し得る旨規定し、施行規則に於ては荷主より運送計

畫報告及運送契約報告を定期的に徴することになつてゐる。又更に水上運賃、備船料及船價等の公定に関する事項を定めて居るが、之は先般公布施行された價格等統制令の公定と大體同様であり、ただ水上運賃、備船料及船價等の公定に付ては海運界の實狀に鑑み、業者の組合の認可額を以て代行せしめる制度をも認めたのと、價格等統制令に於て適用外とせられた輸出入運賃中或種のものに就ては公定の途を開いた點に於て特色を有する。尙ストップは依然價格等統制令に依り行はれてゐることに變りはない。

本令は公布の日より實施せられたのであるが、之に依り我海運統制は官民協力の態勢を一層強化整備し愈々其の完璧と圓滑とを加ふることになるであらう。

第一條 規定事項

國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第八條ノ規定ニ基ク船舶ノ製造、修繕及使用ニ關スル命令竝ニ同法第十九條ノ規定ニ基ク船舶ノ價格、水上ノ運送賃及船舶ノ賃賃料（期間備船料ヲ含ム以下同ジ）ニ關スル命令ハ價格等統制令（第七條ヲ除ク）ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

本條は海運統制令の規定事項とその根拠法規を定めてゐる。海運統制令に於て主として規定せる事項は、一つは國家總動員法第八條を根拠とせる船舶の製造、修繕、使用等に關する命令であり、一つは同法第十九條を根拠とせる船價（製造價格及賣買價格）、水上運送賃、船舶の賃賃料（裸備船料及期間備船料）に關する命令である。

而して本令で規定せられてゐる船價、水上運賃、船舶賃賃料に關する命令は後述の様に、主として公定と公示に關するものであるが、「價格等統制令（第七條ヲ除ク）ニ依ルノ外」とある通り、海運統制令に規定のない事項は價格等統制令に依るのである。即ち所謂九・一八ストップの關係はすべて同令に依ることとなり、又價格等統制令第六條の適用もあるので、「他ノ法令ニ依リ許可、認可其ノ他ノ處分」あつた額も價格等統制令に依り指定せられたものと同じに取扱はれ、價格法令はすべて國家總動員法に依り律せ

られるといふ原則の適用を依然として受けるのである。こゝに所謂「他ノ法令」にして海運関係のものは價格等統制令施行規則第十一條に規定せられてゐる通り、遠洋航路補助法、航路統制法、臨時船舶管理法である。又原價計算を命じ得る規定も價格等統制令に依る（同令第十條）。かくて船價、運賃、備船料等に付ては、ストップその他は價格等統制令に、公定その他は海運統制令に依るといふ繁雜さはあるが、之は後述の様な理由に基くもので海運の特殊性より見て己むを得ないところである。

海運の戦時統制法規としてはかくして、海運統制令、臨時船舶管理法、價格等統制令の三本建となるのであるが、之を一覽表にすると左の通である。

戦時海運統制法令規定事項對照表

事項	法令	
	海運統制令	臨時船舶管理法
造船ノ許可	(2)	
修繕ニ關スル命令	(3)	
製造、材料ノ命令		(8)

價格統制	船隻關係		運航關係	
	貨船命令	外國備船ノ許可	航海及運送ノ禁止制限	荷役ニ關スル命令
公定	(4)		(6)	(7)
組合ノ代行公定				
條件變更ノ制限				
脱法禁止				
公定除外				
公示	(13)			
規制命令		(7)		
船舶輸出ノ許可		(3)		
船舶輸入ノ許可		(4)		
外國諸港間航海ノ禁止制限		(5)		
配船命令		(6)		
引上停止				(2)
組合ノ代行停止				(3)
他ノ法令ノ統制				(6)
公定				(7)
條件變更ノ制限				(8)
脱法禁止				(9)
停止及公定除外				(12)
原價計算				(10)

其	補	價	(14)
他	報告、臨檢		(15)
船舶管理人	報告		(10)
	船舶管理人		(22)
	報告、臨檢		(11)

備考 数字ハ條文ヲ示ス

第二條 造船の許可制

船舶ノ製造ヲ爲サントスル者及外國ニ船舶ノ製造ノ注文ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該船舶ノ製造ニ付逕信大臣ノ許可ヲ受クベシ

本條は一定の船舶を建造せんとするときは豫め逕信大臣の許可をうけねばならないことを定めてゐる。時局の進展に伴ひ船腹の需要益々増大するに反し造船用の資材及資金が極めて供給困難な情勢に立至つたので、眞に有効な船舶のみに、資材及資金を供給するを認めその製造を許す様に統制する必要が生じたのである。又資材及資金に直接關係薄くとも造船の統制を完ふする爲外國に對する造船注文を自由に放任することも出来なくなつた。之が本條を設けられるに至つた所以である。本條の立法趣旨から見て徒に小さい船の製造迄も許可制とする必要がないので、施行規則第一條に於て長サ五十米未満の船舶に付ては許可を要しないこととしてゐる。又國の注文船も別途規制する途もあるので施行規則に於て本條の適用より除

(註)
長サ五十米ニ
改正アリタル
ニ付増補二頁
参照ノコト

外せられた。

昨年九月逕信省に造船調整協議會が設置せられ、内地に於ける造船注文は政府の承認を必要とすることに定められた。之は臨時船舶管理法第八條を運用し、之に臨時資金調整法、鐵鋼配給統制規則等の施行上の手續を簡易化することをも併せ考慮して所謂造船承認制度を採ることとなつたのであるが、海運統制令第二條は主として右の制度を法的に明にし、統制の基礎を強固にしたものである。併し之が運用に付ては前記承認制度の機構及承認方針はそのまま踏襲される筈である。従つて本令施行後着工するものであつても承認制度に依り既に承認を受けたものは再び本條の許可を要せざる扱となり、又承認制度開始前の注文の分でも臨時資金調整法によつて許可せられたものと看做される(施行規則附則)。

本條の許可申請手續は施行規則第二條乃至第六條に規定されてゐるが、その大體を述べると、船舶の種類、用途、長サ、機關の種類及數を記載した申請書に注文者の連署を求め(外地及外國よりの注文に依る場合及ストックポートの場合には連署は不要)、之に添附書類として船舶の概要、製造時期、所要資材、製造價格、所要資金及調達方法、注文者の資産營業狀況等に關する調書を添へ夫々の副本と共に(公共團體、外地、外國よりの注文の場合には資金營業狀況等に關する調書は不要)管海官廳を經由し逕信大臣宛提出する。外國に注文するときは右と同事項記載の申請書に所要資材及資産營業狀況を除く前記添附書類を添へ副本と共に管海官廳經由逕信大臣宛提出する。許可をうけてから竣工する迄に船舶の種類、用途、

長サ、機關の種類及數を變更しやうとするときは管海官廳を經由し逓信大臣の許可をうけねばならない。蓋しこれらの事項は何れも許可を決する基本的事項であるからである。

許可には條件を附することを得るから、多くの場合許可をうけて造船した後數年間はその船舶の譲渡は許可を要することにせられるであらう(施行規則第十九條)。

第三條 船舶の修繕に関する命令

逓信大臣ハ船舶所有者又ハ造船業者ニ對シ船舶ノ修繕範圍ノ制限又ハ修繕期間ノ短縮ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得但シ工場事業場管理令第六條ノ規定ニ依ル指揮監督ヲ妨グズ

本條は船舶の修繕に關し逓信大臣が必要な命令をなし得る旨を規定してゐる。近時修繕能率の低下と入渠船の増加を見、ひいては運航船腹の減少をも招來するので、船腹擴充を圖るには修繕入渠船の減少を策さねばならない。その外場合に依つては特定の船舶の修繕を促進する必要があることもあらう。本條は之等の要請に應じ、修繕範圍の制限例へば不急な修繕は之を禁止し又は制限し、修繕期間の短縮例へば特定の船舶の修繕の促進を命ずる等積極消極の命令を爲し得ることとして居るのである。本條の命令は特定の船舶に付て發せられることもあり、又一般的に命ぜられることもある。而して命令の相手方は造船業者又は船舶所有者の何れか一方の場合もあり、双方の場合もある。かくの如く本條の運用範圍は廣汎である

(註) 許可制トナリタルニ付増補一頁參照

が、本條の命令には補償を伴はないのであるから運用に當つては慎重を要するものがある。

尙工場事業場管理令に依り管理せられてゐる工場事業場に對しては同令第六條に依り修繕に關し主務大臣が指揮監督することが出来るので、同令に依る指揮監督と重複しない様に但書が規定せられてゐる。

本條の目的を達成する資料を常備する必要があるので、第十五條の項記述の通り、施行規則第二十五條によりドックの使用豫定月報たる「船渠及船架使用豫定報告書」と「船舶修繕狀況報告書」を造船業者に提出せしめることとなつてゐる。

第四條 貸船命令

逓信大臣ハ船舶所有者又ハ運航業者ニ對シ船舶ノ貸借(期間備船ヲ含ム以下同ジ)又ハ船舶ノ運航ノ委託ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ貸賃料、運航手数料其ノ他ノ事項ニ關シ當事者間ニ於テ協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ逓信大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ

本條は重要物資輸送の圓滑を圖り且運航の合理化を期する爲一定の運航業者をして特定の船舶を運用せしめねばならない場合が生ずるので、船舶の貸借(期間備船を含む)又は運航の委託を命ずることが出来る様に規定してゐるのである。本條は不健全なる自營船主の出現を制壓する機能をも有してゐるものであ

るが、本條の發動を俟つまでもなく、海運の眞使命を忘却した自營船が出現することのない様船主もオペレーターも自制することが望ましい。

運航の委託とは所謂委託船、抜船と稱するもので、運航の損益が委託者即ち船主に全く歸し、オペレーターは單に手數料を受けるものを指すのである。

本條の命令は當事者双方即ち船主と運航業者、運航業者と他の運航業者に對し發せられ、一方は貸す義務を、一方は之を受ける義務を負ふ。命令は令書を發して行はれ、令書には相手方の氏名、住所、船名、所在、期間等必要な事項が記載せられてゐる（施行規則第七條）。

當事者が令書を受けとつた場合には、令書記載以外の事項例へば賃貸料、運航手數料その他普通の契約に於て必要な一切の事項に付て協議しなければならぬ。協議調つたときは民事上の契約が成立する。令書を受領したときは令書記載事項だけは當然相手方に權利義務として存するのであるが、契約はまだ未完成であり當事者の協議成つて始めて完成されるのである。契約が出来たときは契約書謄本を添へて遞信大臣に届出なければならぬ（施行規則第八條）。ところが料率に付意見がまとまらない場合の様に協議調はなかつたとき、又は當事者が遠隔の地に於て協議出来ない場合に協議し得なかつたときは遞信大臣が裁定するところに依らねばならぬ。裁定の申請は當事者何れも之を爲すことが出来るので相手方の氏名、住所、申請の目的及事由を記載したる申請書に副本を添へて遞信大臣に提出する。遞信大臣はその申

請書の副本を相手方に送付し期間を指定して答辯書を提出せしめる。右期間内に答辯書の提出なきときは申請書のみにより裁定することが出来る（施行規則第九條）。遞信大臣は裁定したのち裁定書に理由を附し之を當事者双方に送付する（施行規則第十條）。この場合には裁定書をうけとつたときに民事上の契約が成立する。裁定に對する不服申立の途を認めてゐない。

本條の命令に因り通常生ずべき損失は國庫より補償せられることになつてゐる。通常生ずべき損失とは何ぞやは一一般の通念に依る外はないが、補償の額は補償委員會で決定せられる（國家總動員法第二十九條）。補償請求の手續は別に定めてゐないが、貸借又は委託の期間終了後請求することを要する。然し期間終了前と雖も施行規則で特に定めてゐるときはその時期に請求し得るが、今の處施行規則には何等の規定もない（令第十四條）。

第五條 外國備船の許可制

帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ日本船舶（外地ニ行ハルル命令ニ依ル日本船舶ヲ含ム）ニ非ザル船舶ヲ借受ケ（期間備船ヲ含ム）又ハ其ノ運航ノ委託ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣ノ許可ヲ受クベシ

本條は外國備船引合競走に依る料率釣上を防止し、併せてその運航を統制する爲設けんとするもので、

従前實施せる海運自治聯盟臨時備船部の趣旨を採用したものである。外國備船に必要な外貨資金は爲替管理法に依り許可を要することになつてゐるのであるが、兩者の間には目的にも多少の相違があり、運用に當つては圓滑に取扱はれる様考慮せられる筈である。

運航委託も許可を要すること、したのには前條の場合に述べた通り運航委託と備船とは殆んど同様の効果を擧げ得るので、脱法行爲を禁壓する趣旨に基くのである。

外國船と雖も總噸數二十噸未満のものは本條の許可を要せず、又内地の業者より再備船する場合も許可を要しない。外地の業者より再備船する場合は許可を要する（施行規則第十一條）。

申請手續は、船名、國籍、貸主、噸數、期間、料率、航路等を記載したる申請書に副本を添へ遞信大臣に提出すれば足る（施行規則第十二條）。

第六條 航海及運送の禁止及制限

遞信大臣ハ航路若ハ區域ヲ指定シ若ハ一般的ニ船舶ヲ指定シテ航海ヲ禁止シ若ハ制限シ又ハ一般的ニ人若ハ物ヲ指定シテ其ノ運送ヲ禁止シ若ハ制限スルコトヲ得但シ他ノ法令ニ基キテ爲サル別段ノ處分ノ效力ヲ妨ゲズ

本條は主として戰爭危險を避ける爲、危險區域の航行、戰時禁制品の輸送等を禁止制限する必要がある

外、重要物資輸送を確保する爲、不急の航海、不急品の輸送を制約する必要があるに鑑み設けんとするものである。歐洲戰爭の進行に伴ひ、戰時海面の航行、交戰國人及戰時禁制品の輸送、變態輸入船の遠洋配船等を禁止制限すると共に、他面船腹需給逼迫を緩和する最後の手段として輸送を制限する物資を指定しなければならぬ場合が豫想せられる。

本條の命令は補償を伴はないので一般的に發するものとせられたのである。従つて發令の方法は告示に依ることになつてゐる（施行規則第十三條）。

尙防禦海面令に依り海軍大臣、鎮守府司令長官の爲す航海の禁止制限等の指示及其の他の法令に依る命令と重複しない様に但書がつけられてゐるのである。

第七條 荷役に關する命令

遞信大臣ハ船舶荷役ノ圓滑ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ運送取扱業者、荷役請負業者、荷受人又ハ荷受人ニ對シ運送品ノ船積又ハ陸揚ニ關シ其ノ方法又ハ順位ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

本條は船舶運航の圓滑迅速を圖り、滯船期間を短縮せしむる爲荷役の促進を期する爲運送取扱業者、荷役請負業者及荷主に對し荷役方法及順序の變更その他荷役に關する命令を發し得る旨規定せるものである

價格等統制令第六條で同令の公定と同様に取扱はれることになつてゐるから、本條の適用をうけない。本條に依り公定せられたときは、ストップ額は消滅する。

本條の公定あつた場合は、支拂者も受領者も公定額を超えて契約することも、支拂ふことも、受領することも出来ない。然しその除外例として逓信大臣の許可を受けた場合と、公定の際履行に着手した契約等の特殊の場合とがある。

逓信大臣の許可を受けて公定額を越えることの出来る場合は己むを得ない事由があつて公定に依るを得ないとき例へば輸入品又は輸入原材料の價格昂騰特に著しい爲公定額では新造船が出来ない様な場合である。この許可は支拂者又は受領者何れも受け得られ且一方で許可をうけた効果はその相手方に及ぶのである（施行規則第十五條）。許可申請の手續は一定事項を記載した申請書を逓信大臣に提出すればよい（施行規則第十六條）。

公定實施の際現に存する契約であつて、製造價格に付造船者が製造に着手したもの、賣買價格に付買主が船舶の引渡を受けたもの、運送賃に付運送人が目的物の引渡を受けたもの、賃貨料に付賃貸人が履行遲滞に在るものであるならば、契約額通り公定を超えた額を支拂ひ受領しても差支へないのである。

それから所謂命令補助航路の運賃は逓信省又は道府縣に於て認可してゐるので、恰も價格等統制令第六條に依り他の法令に依り處分せられた額に付ては公定の條項が働かないと同様の趣旨から、施行規則第十

五條の第三項に依り、たとひ公定額を超えてゐるものでも、令第八條第一項但書の許可を受けたものと看做されるのである。

尙價格統制に關する職權の一部は逓信局長及地方長官に委任せられて居り、前述の公定を行ふ官廳、許可する官廳等は逓信局長及地方長官が行ふこととなるから、第十七條の説明を参照せられたい。以下各條に付ても同様である。

第九條 組合等の公定代行

船舶所有者、運航業者又ハ造船業者ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノニシテ逓信大臣ノ指定スルモノノ船舶ノ價格、水上ノ運送賃又ハ船舶ノ賃貨料ノ額ヲ定メ逓信大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成員（構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其ノ構成員ヲモ含ム、第二項ノ場合亦同ジ）ニ對シテハ其ノ額ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル額ト看做ス

逓信大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ對シテモ前項ノ規定ニ依ル額ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル額ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル額ノ變更アリタルトキハ前項ノ額ハ當該變更額ニ變更セラレタルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ハ此等ノ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前條第二項各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

本條は逓信大臣の指定團體が公定額と看做さるべき額を定めて認可を申請する途を開き、右の額を以て公定に代行することを認めたるもので、價格等統制令第三條に依り停止額の代行を認めたと同趣旨に出づるものである。價格等統制令に於てはストップの代行を認めるに止まり、公定に代ることを認めてゐないけれども、海運に於ける價格統制の複雑性に鑑み業者の組合を活用することが額の適正を期するためにも、公定勵行のためにも適當であるといふ理由から、また今日迄の海運界の實情が斯く爲し得ることを實證してゐる事實に鑑み、かゝる取扱をしやうとするのである。

公定額と看做さるべき額を定めることはよほど基礎強固な且公正な團體たるを要するので逓信大臣の告示を以て指定するものに限られ、而して逓信省告示第三一五號を以て差當り海運統制委員會及小型汽船統制委員會が指定せられた（施行規則第十七條）。

申請手續は團體の名稱地區、構成員の資格及概數、申請額及實施日を記載した申請書に、算出根據、決議書を添へて逓信大臣に提出すればよい（施行規則第十八條）。

逓信大臣が申請額を認可したときは、團體の名稱地區、構成員の資格、認可額及實施日、認可條件及制限を告示する（施行規則第二十條）。認可があつたときは團體の構成員に對しては認可額が第八條の公定額と看做される。以前に公定額が定まつて居れば、當然認可額に變更せられたことになり、また公定額がなくストップ額のみあつたときはストップ額に認可額が代ることとなる。認可額實施の際現に存する契約であつて造船價格に付造船者が着手したもののその他第八條第二項各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼさぬことは公定の場合と全く同様である（第九條第一項及第四項）。

逓信大臣は右の認可額を必要に應じ右の團體の地區内に於てその構成員たる資格を有するもので、その構成員でないもの即ちアウトサイダーに對し、認可額を以つて公定額と看做すものなりとする處分を爲すことが出来る。この處分は右の處分を爲す旨及前記認可の際告示した事項を告示することに依り爲すのである（第九條第二項、施行規則第二十一條）。この告示があれば告示中に掲げられた實施期日よりアウトサイダーは認可額に拘束せられ構成員と同様の地位に置かれる。この處分の際現に存する契約で第八條第二項各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼさないことも前述と同様である（第九條第四項）。

認可額に對し變更認可申請を爲すことも亦ゆるされる。その手續は新規申請に準じて行へばよい。而して變更申請額が認可せられたときは前の認可額は當然に變更認可額に變更せられたこととなる（第九條第三項）。變更認可額はその額實施の際現に存する契約で第八條第二項各號の一に該當するものに對しては

影響を及ぼさなす。

二〇

第十條 條件變更の制限

支拂條件、引渡條件其ノ他ノ契約條件ノ變更（價格等統制令第六條ニ規定スル他ノ法令ニ依ルモノ及他ノ法令ニ基テ行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタルモノヲ除ク）ニシテ支拂者ニ不利益ト爲ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ船舶ノ價格、水上ノ運送賃又ハ船舶ノ賃貸料ノ額ノ引上ト看做ス

本條は契約の條件を變更することに依つて事實上額を超える方法を講じ脱法せんとするものを制壓せんとするもので、價格等統制令第八條と全く同じ規定である。額そのものは公定額を超えてはゐないけれども、支拂條件、引渡條件、荷役條件その他の契約條件を支拂者に不利益に變更することに依り額を引上げたと同様の利益をあげることが出来るので、かゝる條件變更にして支拂者に不利益と爲るものは、不利益の限度に於て額の引上と看做される。本條の條件の中には公定の際同時に明定せられた條件をも含む。新條件の附加、舊條件の削除も條件の變更と見るべきである。不利益となる限度といふ程度の計算方法は一般通念に依る他はない。價格等統制令第六條に規定する他の法令（遠洋航路補助法、航路統制法、臨時船舶管理法）に依り條件變更の行はれたときは本條の適用のないことはいふ迄もない。

第十一條 他の名義に依る脱法禁止

何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第八條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

本條は第十條と並び公定の脱法を禁ずる規定であつて價格等統制令第九條と全く同じである。

公定額も超えないし、條件も變更しないが、抱合契約、買戻約款附賣買、手附流しその他の方法に依り受領者に利益を與へる方法がいろいろ存する様であるが、かゝる行爲は何等の名義を以てするを問はず脱法行爲として禁止せられてゐる。本條に違反したときは結局公定額を超えたこととなるものと解すべきである。

第十二條 公定の適用除外

第八條乃至前條ノ規定ハ左ニ掲グルモノニハ之ヲ適用セズ

一 營利ヲ目的トシテ契約ヲ爲スニ非ザル契約當事者但シ當該契約ヲ爲スコトガ業務ニ非ザル場合ニ限ル

二 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル船舶ノ輸出入取引ノ價格及兩地域間ニ於ケル水上運送ノ運送賃（遞信大臣ノ告示スルモノヲ除ク）

二一

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル價格運送賃及賃貸料

本條は公定に關する規定の適用を除外せんとするものを規定せるもので、價格等統制令第十二條と略同趣旨、同令第十三條と全く同じである。

價格統制の徹底を期する爲に、支拂者も受領者も公定額に拘束せられることとなつたのであるけれども、一般の消費者迄も拘束することは適當でないので、營利の目的なくして契約し且その契約をすることが自己の業務としないものに對しては公定に關する規定を適用しないこととせられた。之は價格等統制令第十三條と全く同じい。尙産業組合の取引は營利ではないが業務であるから適用をうける譯である。

圓ブロック以外の地と日本との間の船舶の輸出入取引及び輸出入運賃は、外國の經濟事情に左右せられること多く、また外貨獲得のため引上を爲すことは何等妨げないので公定より除外するを原則とすることは價格等統制令第十二條と同趣旨であるが、南洋鐵礦石運賃の様に日本人の鐵山より主として日本船のみが積取つてくるものに對しては公定を爲す必要があるので、逓信大臣の告示するものに付ては公定をする旨を第十二條第二號に於て明にせられてゐる。但し本令公布施行期日現在に於ては未だ告示は發せられてゐない。

公定の適用をうけないもの、中施行規則に於て規定せられてゐるものは價格等統制令施行規則第十五條に規定せると同様に、圓ブロック以外の外國諸港間の運賃、外國備船料である（施行規則第二十二條）。

第十三條 運賃及備船料の公示

逓信大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ水上ノ運送賃又ハ船舶ノ賃貸料ニ付公示ヲ命ズルコトヲ得

本條は運賃及備船料の公正を期する方法として業者をしてその額を一般に表示せしめることが効果あるに鑑み暴利取締令に倣ひ設けられたものである。

公示を必要とする運賃及備船料は逓信大臣の告示するものであるが、本令公布施行期日現在に於ては未だ告示は發せられてゐない。

公示の方法は店頭の見易い場所に貼布し又は掲出すること、顧客の請求に應じて之を開示すること等適宜の方法を講ずればよす。

第十四條 損失補償

國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第四條ノ規定ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ第四條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル貸借又ハ委託ノ期間終了後之ヲ請求スベシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

本條は第四條に依る貸船命令又は運航委託命令に因り通常生ずべき損失を補償することを定めたものであるが、その概要について第四條の項に於て述べたので茲では省略する。

第十五條 報告及臨檢

遞信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ船舶ノ製造、修繕、使用、價格若ハ賃貸料又ハ水上ノ運送賃ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ船舶、事業場、事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

本條は遞信大臣は國家總動員法第三十一條に基き船舶の製造、修繕、使用、價格、賃貸料、運賃に關し必要なる報告を徵し又は當該官吏をして船舶、事業場、事務所、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況、帳簿書類その他の物件を檢査せしめ得ることを定めてゐる。臨檢官吏は施行規則別記様式の證票を携帯しなければならぬ（施行規則第二十八條）。

本條に基き施行規則に於ては造船業者及荷主より夫々定期報告を徵することになつてゐる。造船業者より徵するものは船渠及船架使用豫定報告書と船舶修繕狀況報告書とである。前者は長サ五十米以上の船舶

の修繕を爲し得る船渠及船架の翌月中の使用豫定を第一號書式に依り毎月十五日迄に所轄管海官廳を經由して二通を提出する。後者は長サ五十米以上の船舶の前月の修繕狀況を第二號書式に依り毎月七日迄に所轄管海官廳を經由して二通提出する。右の船舶の中には艦艇を含まないが、官廳船は含む（施行規則第二十五條）。本報告書は第三條の修繕統制の貴重な資料となるものである。

荷主より徵する報告は運送計畫報告書と運送契約報告書である。運送計畫報告書は遞信大臣の告示を以て指定する物資（昭和十五年遞信省告示第二一六號を以て石炭、石油、鐵礦石、磷礦石、銅礦其の非鐵金屬礦、鐵材、屑鐵、砂糖、棉花、羊毛、セメント、鹽、木材、肥料、飼料、米麥其の他の雜穀の十六品目が指定せられた）の海上輸送計畫數量をその荷主に於て四月一日乃至翌年三月迄の分を第三號書式に依り毎年二月末日迄に遞信大臣に提出する。その後之を著しく變更したときは遲滞なくその旨を報告しなければならぬ（施行規則第二十六條）。運送契約報告書は一、四、七、十の各月一日現在の海上運送契約貨物の中運送期間三月以上のものか又は契約一口數量五千噸以上のものについて第四號書式に依りその月の十日迄に遞信大臣に提出しなければならぬ（施行規則第二十七條）。これらは何れも配船計畫上必要な資料である。而して右は何れも内地の海運業者の船舶に依り輸送せんとするものを記載するもので、外地の海運業者の船舶に依るものは外地の官廳に提出し、外國海運業者の船舶に依るものは報告を要しない。外地の荷主と雖も内地の海運業者の船舶に依るものは遞信大臣に報告せねばならぬ。而してCIF契

約のものは積荷主、FOB契約のものは受荷主が報告するのが原則であるが、輸出貨物のFOB契約の分は積荷主、輸入貨物のCIF契約の分は受荷主に於て報告しなければならない。

第十六條 船舶管理人

本令及本令ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ船舶管理人ニ之ヲ適用ス

本條は船舶共有の場合に於て船舶管理人を置いたときは本令及施行規則中船舶所有者に關する規定を船舶管理人に適用する旨解釋を明にしたものである。商法第五百五十三條に依り船舶管理人の権限のない事項例へば船舶の貸借及大修繕を爲すこと等については本令及施行規則の適用はその限度に於て縮少せられる。

第十七條 地方官廳への職權委任

逓信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ逓信局長又ハ地方長官（東京府ニ於テハ水上ノ運送賃ニ在リテハ知事及警視總監）ニ委任スルコトヲ得

(註)改正ニ依リ長サ十五米未満ノ船舶ノ造船許可モ逓信局長ニ委任セラレタルニ付増補二頁參照

本條は逓信大臣の職權の一部を逓信局長及地方長官に委任し得る旨規定したものである。之に基き施行規則第二十九條に於ては價格統制令施行規則第十九條第二項と同様に價格統制に關する職權の一部を逓信

局長及地方長官（東京府に於ては水上運賃に付ては知事及警視總監）に委任することを定めてゐる。之を一覽にすれば左の通である。尙逓信局長の場合には告示を要する事項に付ては之に代へて適當な公示方法を講ずれば足りることになつてゐる。

船價、運賃、備船料ノ擔任官廳一覽表

事項	官廳				地方官
	汽船	帆船	汽船	帆船	
船舶ノ賣買價格	汽船 總噸數 百噸以上	帆船	汽船	帆船	逓信大臣
船舶ノ賃賃料	汽船	帆船	汽船	帆船	逓信局長
水上ノ運送賃	汽船	帆船	汽船	帆船	地方長官及地方長官ニ屬セザルモノ
船舶ノ製造價格	汽船	帆船	汽船	帆船	專ラ湖川ヲ航行スル船舶 總噸數二十噸未満ノ船舶但シ舢舨、曳船、總噸數五噸以上ノ船舶ヲ除ク
	長サ五十米以上ノ船舶	同	同	同	總噸數五噸未満ノ船舶

第十八條 外地關係

本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ遞信局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督遞信局長又ハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長又ハ州知事若ハ廳長トス
朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官第二條、第四條乃至第六條、第八條又ハ第九條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスルトキハ其ノ重要ナルモノニ付豫メ遞信大臣ニ議スベシ

本條は外地に適用せられるので外地に於て遞信大臣の職務は夫々の總督又は長官が之を行ふ旨を規定し、且戰時帝國海運の統轄運用を圖る爲外地に於て本令を運用するに當つては重要な事項を遞信大臣に議することを定めてゐる。尙外地の内關東州に於ては本令を適用せず別に本令と同内容の規則を別に設けられる筈である。

第十九條 漁船の關係

本令ハ總噸數二十噸未満ノ漁船ノ賣買價格及貨賃料ニ付テハ之ヲ適用セズ

本條は總噸數二十噸未満の漁船の賣買價格及貨賃料については本令を適用するの必要がないから、その旨を規定してゐるのである。本條に依り除外せられた結果、價格等統制令の適用をうけることゝなるわけである（第一條）。

〔増補〕 海運統制令施行規則の改正

海運統制令施行規則は去る九月一日及十月一日に簡単な改正が行はれた。九月一日の改正の分は船舶の修繕を許可制とする爲のものであり、十月一日の分は造船の許可を要するものゝ限度を長サ五十米より十五米に引下げたのである。

一 船舶修繕の許可

近時修繕能率の低下と、入渠希望船の増加と共に伴ひ、修繕の爲滯船するもの著増し、船腹不足を激成したので、この夏場の繁忙期に於ては検査期限を延長する他不急な入渠を出来るだけ延長する様に慫慂し消極的船腹捻出に努めたのであるが、冬場になると検査を夏場に延期したものが入渠に殺到することが豫想されると共に冬場に於ても依然船腹需給が緩和しない状態であるから、入渠を統制する爲修繕を許可に係らしめ、不急不要の工事は抑制すると共に緊急な修繕は可及的迅速に行はしめて修繕期間の短縮を圖ることにしたのである。

修繕の許可を要する船舶は修繕の混雜してゐる大型船とする爲に長サ五十米以上のものとし、許可を受くべき事項は修繕の範圍と期間である。但し徵用船の修繕、五日以内の修繕、海難等に因る修繕は許可を要しない（施行規則第五條ノ二、遞信省告示第二三三六號）。許可申請の手續は造船業者から船主と連署の

申請書を當該造船所々轄の管海官廳經由遞信大臣宛に提出する。申請書記載事項は規則第五條ノ三に掲げられてゐる通りである。許可後終了前に申請書記載事項を變更するときは豫め許可を受けねばならぬ(規則第五條ノ五)。許可をうけて修繕に着手したとき及び修繕を完了したときは遅滞なく其の旨を遞信大臣宛所轄管海官廳へ届出でる必要がある(規則第五條ノ四)。

許可を申請する宛先は遞信大臣であるが、實際の事務の處理は各管海官廳で迅速に取扱ふことになつてゐる。而して大體左のやうな場合は許可される方針である。

- (イ) 定期検査を受ける場合に於て修繕期間二十一日以内のとき
- (ロ) 中間検査を受ける場合に於て修繕期間十四日以内のとき
- (ハ) 右期間を超えるときでも船舶安全上必要缺くべからざる工事のとき、その他管海官廳に於て特に必要と認める工事のとき

二 造船許可限度の引下

海運統制令施行規則第一條に於て造船許可をうくべき限度は長サ五十米以上の船舶となつてゐたが、小型船の建造も著増し資金及資材の調整上之にも統制を加へる必要が生じたので、十月一日より長サ十五米迄許可を要することゝなつたのである(規則第一條改正)。

この改正で新に許可を要することになつた五十米未満十五米以上の船舶の許可は遞信局長に於て處理す

ることとなり(規則第二十九條改正)、各地の遞信局長の下に關係官民の造船調整會議を設置し之に諮問して許可を決することになつた。許可申請の手續は宛名を遞信局長とする外大型船の場合と異らない(七頁参照)

許可方針は官廳船、徴用中の沈没船の代船、遭難老朽船の代船、時局上必要と認むる船舶を優先し、遊覽船、新規の船主の注文船等は特殊の事情なき限り許可しないことゝされてゐる。

尙右改正は十月一日より施行せられたが施行當時製造中の船舶及び既に臨時資金調整法に基く許可をうけた船舶に付ては許可を受けたものと看做されることになつてゐる(附則)。

406
361

昭和十五年十二月十五日印刷
昭和十五年十二月二十日發行

編纂者 神戸市神戸區明石町三二
海運統制委員會
發行所 神戸市神戸區明石町三二
岡崎幸壽
印刷者 神戸市神戸區江戶町一〇二
田中守一

神戸市神戸區明石町三二
發行所 社團法人日本海運集會所

電話三宮五四九〇一五四九六番
事務所 神戸二四一八番

印刷所 田中印刷株式會社

終